

20CMD第94号
平成21年3月26日

加盟店総合情報交換制度
事務連絡者 各位

社団法人日本クレジット産業協会
C M D セ ン タ ー

協会名称の変更に関するご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、加盟店総合情報交換制度（CMD）の運営に対し、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、去る3月18日の臨時総会において決議されましたとおり、改正割賦販売法の自主規制機関（認定割賦販売協会）設立に向けて、既存の業界団体である（社）日本クレジット産業協会、（社）全国信販協会およびクレジット個人情報保護推進協議会を統合するため、（社）日本クレジット産業協会を存続団体として定款変更を行う移行手続が行われました。

これに伴い、日本クレジット産業協会の名称は、平成21年4月1日より「社団法人日本クレジット協会」（以下「新協会」という。）に変更されることとなります。

つきましては、加盟店総合情報交換制度（CMD）も下記のとおり運営されますので、ご案内いたします。

敬具

記

1. 協会名称の変更について

- 平成21年4月1日付けで、社団法人日本クレジット産業協会は、
「社団法人日本クレジット協会」となります。

2. CMDセンターの運用について

- 平成21年4月1日以降のCMDセンターの運営管理者は、「社団法人日本クレジット協会」となります。CMDセンター業務については、新協会の平成21年度暫定事業計画に基づき、従前どおり稼働いたします。

3. 平成21年度の運営費の請求について

- CMDセンターの運営は、新協会が改正割賦販売法の施行にあわせ、認定申請をするまでの間は、従前どおり稼働させるため、暫定事業計画に基づく運営費として、4月早々に、貴社運営費の4分の3（9か月分）をご請求させていただきます。ご請求書については、別途お送りいたします。

- ・これは、改正割賦販売法の施行が、遅くとも本年12月となっていることから、当面の措置としております。改正割賦販売法施行後は、法律の定める加盟店情報交換制度が運用されることとなり、その際には、会員各位に改めてご説明し、ご理解とご協力をお願いすることとなっています。

4. 協会名称変更に伴うCMDセンターと会員企業間の契約について

- ・新協会は、(社)日本クレジット産業協会が存続団体となり発足するため、新協会(社団法人日本クレジット協会)に継続して会員となつていただける場合には、CMDセンターと参加会員との間で改めて「加盟店総合情報交換制度に関する契約」を交わす必要はありません。

5. 同意文言・共同利用内容の一部改訂について

(1) 同意文言について

- ・協会名称変更に伴い、現在使用している「同意文言」および「共同利用」の公表内容を一部改訂していただく必要がありますが、既存の加盟店については、改めて同意を取得していただく必要はありません。
- ・ただし、4月1日以降発生する、新規加盟店契約については、出来る限り下記の対応をしていただきますようお願いいたします。

- ① 4月1日以降に使用する加盟店契約書には、新同意文言の入った契約書を使用してください。
- ② 旧協会名称の加盟店契約書を使用する場合には、日本クレジット産業協会の「産業」を訂正処理していただくか、協会の名称が変更した旨を記載した書面等を添付していただくか、または口頭で協会の名称が変わった旨を加盟店代表者、加盟店契約の申込者等に忘れずにご説明ください。
- ③ なお、「新同意文言のひな型」を同封いたしますので、新に契約書を印刷する際には、新同意文言を記載していただきますようお願いいたします。
- ④ 平成21年6月末までは、協会の住所、電話番号、ホームページのURLは変わりません。
- ⑤ 開示手続も変わりません。

(2) 共同利用の内容について

- ・CMDは加盟店代表者の個人情報の一部保有していることから、基本は加盟店契約書に同意文言を掲載し、事前同意を得ることを義務づけていますが、併せて、共同利用の考え方も持って運用しております。
- ・このことから、4月1日以降に公表される共同利用の内容については、同封の「参加会員のホームページに掲示する内容について」をご参照していただき、公表内容の変更をしていただきますようお願いいたします。

6. 各種規程等の一部改訂について

- ・協会の名称変更等に伴い、各種規程、各種マニュアル、帳票の一部も改訂になります。
- ・4月1日以降は、同封の規程、マニュアル、帳票を使用してくださいようお願いいたします。(同封の規程、マニュアル、帳票等はデータでも差し上げられます。ご希望は、直接下記「お問合せ先」にお申し付け下さい。)

7. 事務所の移転について

- ・社団法人日本クレジット協会は、7月1日付けで事務所を東京都新宿区から東京都中央区へ移転いたします。
- ・移転に伴い、再度、「同意文言」および「共同利用の公表内容」が変更（住所、電話番号、FAX）になりますので、再度ご理解とご協力をお願いいたします。
- ・なお、新事務所の詳細が決定しだい、別途、書面にてご案内いたします。

《本件に関するお問い合わせ先》

社団法人日本クレジット産業協会　CMDセンター
〒160-0016 東京都新宿区信濃町35番地 信濃町煉瓦館
TEL 03-3359-0701

以上